

(碑冠) 贈尚衣奉御井府君墓誌之銘

贈尚衣奉御 井公墓誌文 井序

公姓井字真成 國號日本

才稱天縱故能 銜命遠邦 馳騁上國

蹈禮樂襲 衣冠束帶立朝

難與儔矣、

豈圖強學不倦 聞道未終

時遇移舟 隙逢奔駟

以開元廿二年正月六日

乃終于官弟 春秋卅六

皇上哀傷、

追崇有典 詔贈尚衣奉御

葬令官給 卽以其年二月四日

窆于 萬年縣瀆水東原 禮也

嗚呼素車曉引 丹旌行哀

嗟遠逝兮頽暮日

指窮郊兮悲夜臺

其辭曰、

數乃天常哀茲遠方

形既埋于異土

魂庶歸于故鄉

補注、青字は、張雲方氏(中日関係史学会副会長)の見解によって、

遺跡発見時に蒙った欠字を補っている。改行、句点は筆者による。

(碑冠) 尚衣奉御を井府君の墓誌之銘に贈る



井公に尚衣奉御の位を贈り、墓誌文に井序す。

公の姓は井、字は真成、国は日本と號す。

才は能く天縱すと稱うるが故に、

遠邦の命を銜へ、馳騁して上國せり。

禮樂を蹈み、衣冠束帶を襲つて朝に立つ。

儔に與ること難し矣、

豈圖らむや、不倦して強學するを、

道を聞くこと未だ終らず。

移舟の時に遇するは、奔駟の隙に逢うがごとし。

開元廿二年正月六日を以て、

乃、于に官弟を終えり。春秋卅六。

皇上、哀傷するに典を有らて追崇し、

詔にて尚衣奉御の位を贈りたり。

官を給して葬令すること、卽其年二月四日を以てす。

于に萬年縣瀆水の東原に窆るは禮也。

嗚呼、素車を曉に引き 丹旌の行は哀し。

遠逝を嗟きて暮日に頽れる兮、

窮郊を指して夜臺に悲しむ兮。

其の辭に曰く、

數は乃天の常にて、茲の遠方なるを哀しむ。

形は既に于異土に埋するも、

魂は庶く于故郷に歸らむ。

令和五年十二月二十日

大中正比呂 記訓解